

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設の名称 静岡市美術館
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- 4 選定の経緯
 - (1) 非公募（単独）
 - ア 非公募（単独）の理由
市の施策との連動性や管理運営の特殊性などから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設であるため。
 - イ 募集期間
平成26年10月1日（水）～平成26年11月5日（水）
 - ウ 募集対象団体
公益財団法人静岡市文化振興財団
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
(ア) 書類審査及びプレゼンテーション
平成26年12月10日（水）
 - イ 審査委員会
委員長 小泉方伸（静岡市生活文化局文化スポーツ部参与兼文化振興課長）
委員 大川寿之（静岡市生活文化局文化スポーツ部生涯学習推進課長）
〃 丸岡浩三（静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課長）
〃 山田裕才（静岡市生活文化局文化スポーツ部スポーツ振興課長）
〃 白井嘉尚（静岡大学教育学部教授）
〃 小針由紀隆（静岡市美術館運営協議会委員）
 - ウ 審査基準
別紙「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 審査方法
各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
(ア) 名称：公益財団法人静岡市文化振興財団
(イ) 点数：91.2点／100点満点（市が設定した最低基準点 70点）
(ウ) 指定管理料提示額：269,676千円
 - イ 総評
4つの審査項目に関し、施設の設置目的を達成するための主軸となる事業方針の設定、展覧会等各種事業についての具体的な提案、これまでの指定管理者としての実績、確実な経理的基礎を有していることなど、審査における4つの基本項目がバランス良く高い評価を受けた。
 - (4) 指定管理者選定委員会

(委員会設置規程)

<http://www.city.shizuoka.jp/000107601.pdf>

- (5) 市議会の議決 平成27年3月20日
- (6) 指 定 平成27年3月20日
- (7) 公 告 平成27年3月31日